

掛金・負担金事務の手引き

公立学校共済組合京都支部
(京都府教育庁管理部福利課)

【目 次】

1	費用の負担	・・・	2
2	掛金（保険料）・負担金等の計算方法	・・・	3
3	掛金・負担金等の報告	・・・	9
4	掛金・負担金等の払込方法	・・・	11
5	掛金・負担金等の還付方法	・・・	11
6	職員団体専従者、派遣職員の標準報酬等について	・・・	11
7	様式について	・・・	12
8	掛金（保険料）・負担金についての問合せ先	・・・	12
9	各種様式記入例	・・・	13

〈参 考 法 令〉

- ・ 地方公務員等共済組合法（昭和 37 年法律第 152 号）（抄）
- ・ 地方公務員等共済組合法施行令（昭和 37 年政令第 352 号）（抄）
- ・ 地方公務員等共済組合法施行規程（昭和 37 年総理府文部省自治省令第 1 号）（抄）
- ・ 地方公務員等共済組合法運用方針（昭和 37 年自治甲公第 10 号）（抄）
- ・ 介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）（抄）
- ・ 地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）（抄）
- ・ 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）（抄）

1 費用の負担

公立学校共済組合は、組合員とその家族の生活の安定及び福祉の向上に寄与することを目的として、大きく分けて短期給付事業、長期給付事業及び福祉事業の3つの事業を行っており、その事業に要する費用は、「組合員から徴収する掛金」と「地方公共団体等が負担する負担金」によって賄われている。なお介護保険料については、介護保険第2号被保険者である40歳以上65歳未満の組合員が介護掛金を、地方公共団体等が介護負担金を負担している。

各事業の概要と費用の負担割合は以下のとおりである。

(1) 短期給付事業

組合員及びその被扶養者の公務によらない病気、負傷、出産、死亡又は災害等の事由により組合員が被る経済的負担を補填又は軽減することを目的とした給付事業である。短期給付に要する費用は、組合員とその使用者である地方公共団体等が折半して負担している。

ただし、地方公共団体はこれとは別に育児休業手当金及び介護休業手当金の給付に要する公的負担分も合わせて負担している。

(2) 長期給付事業

組合員が退職又は死亡した場合に、組合員又はその遺族に対し年金給付又は一時金給付をそれぞれの支給要件に応じて決定・支給することにより、組合員等の生活を維持することを目的とした給付事業である。長期給付に要する費用のうち、公務等による給付に要する費用は、地方公共団体等が全額負担し、公務等によらない給付に要する費用は、基礎年金に要する費用として組合が負担する基礎年金拠出金の2分の1を公的負担として地方公共団体が負担し、残りの長期給付に要する費用は組合員とその使用者である地方公共団体等が折半して負担している。

(3) 福祉事業

組合員の生活の安定と福祉の向上に役立てるため、組合員の健康の保持増進、元気回復のための事業、病院や宿泊施設の経営及び住宅資金の貸付等を実施している。福祉事業に要する費用は、福祉財源（組合員と地方公共団体等が折半）によるほか、長期給付の余裕金からの借入れによる資金で賄われている。

2 掛金（保険料）・負担金等の計算方法

(1) 掛金（保険料）・負担金の算定方法

掛金（保険料）・負担金は「標準報酬の月額」又は「標準期末手当等の額」（以下、「標準報酬等」という。）にそれぞれの掛金（保険料）率又は負担金率を乗じて算定する。

※標準報酬等については、短期給付（介護・福祉事業含む）厚生年金保険及び退職等年金それぞれで決定される。

※標準報酬制の詳細については『標準報酬制に関するQ&A集』を御覧ください。

○掛金

短期掛金＝標準報酬等（短期給付）×短期掛金率（円未満切捨て）

福祉掛金＝標準報酬等（短期給付）×福祉掛金率（円未満切捨て）

介護掛金＝標準報酬等（短期給付）×介護掛金率（円未満切捨て）

厚生年金保険料＝標準報酬等（厚生年金）×厚生年金保険料率（円未満切捨て）

退職等年金掛金＝標準報酬等（退職等年金）×退職等年金掛金率（円未満切捨て）

○負担金

短期負担金＝標準報酬等（短期給付）×短期負担金率（円未満切捨て）

福祉負担金＝標準報酬等（短期給付）×福祉負担率（円未満切捨て）

育児・介護公的負担金＝標準報酬等（短期給付）×育児・介護公的負担率（円未満切捨て）

介護負担金＝標準報酬等（短期給付）×介護負担金率（円未満切捨て）

厚生年金負担金＝{標準報酬等（厚生年金）×（厚生年金保険料率＋厚生年金負担金率）}
（円未満切捨て）－厚生年金保険料

基礎年金拠出金等公的負担額＝標準報酬等（厚生年金）×負担金率（円未満切捨て）

退職等年金負担金＝標準報酬等（退職等年金）×退職等年金負担金率（円未満切捨て）

経過の長期負担金＝標準報酬等（退職等年金）×経過的長期負担金率（円未満切捨て）

※ 介護掛金・介護負担金は「第2号被保険者分」のみ（詳細はP3～5）

[注] ・職員団体専従組合員及び公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（以下「派遣法」という。）第2条の規定により、公益法人等に派遣されている組合員の「標準期末手当等の額」は、当該給与支給機関において現に支給される期末手当等に相当する給与を基礎として掛金（保険料）・負担金を算定する。（よって、地方公共団体は、当該給与支給機関に「期末手当等の額」を確認する必要がある。）

- ・負担金を算定する場合、予算科目ごとの標準報酬等の総額又は各組合員ごとの標準報酬等に負担金率を乗じ、その合計額としても差し支えないが、短期、介護、厚生年金保険、退職等年金及び経過的長期いずれも同一の方法で算出すること。

- ・ 期末手当等を、複数の給与支給機関から同一月に支給される場合の掛金（保険料）・負担金は、合計額を基礎とし、各給与支給機関が各々の支給割合に応じ、各々の掛金（保険料）率及び負担金率を乗じて算定する。（例として、専従休職復帰後の期末手当等）

(2) 掛金（保険料）の徴収

ア 給料からの徴収

資格を取得した日の属する月から資格を喪失した日の属する月の前月分までを徴収する。

※ 資格を取得した日の属する月にその資格を喪失した場合は、その月の掛金（保険料）を徴収する。

ただし、厚生年金保険料及び介護掛金（その月が徴収対象月である場合に限る。）はその月に更に組合員の資格を取得したとき、又は各給付に相当する給付を行う他の共済組合の組合員、私学共済制度の加入者、厚生年金保険の被保険者若しくは国民年金の被保険者の資格を取得したときは、その喪失した資格に係るその月の掛金（保険料）は徴収しない。

また、短期掛金及び退職等年金については、その月に更に他の組合（国の組合を含む。）の資格を取得したときは、その喪失した資格に係るその月の掛金は徴収しない。

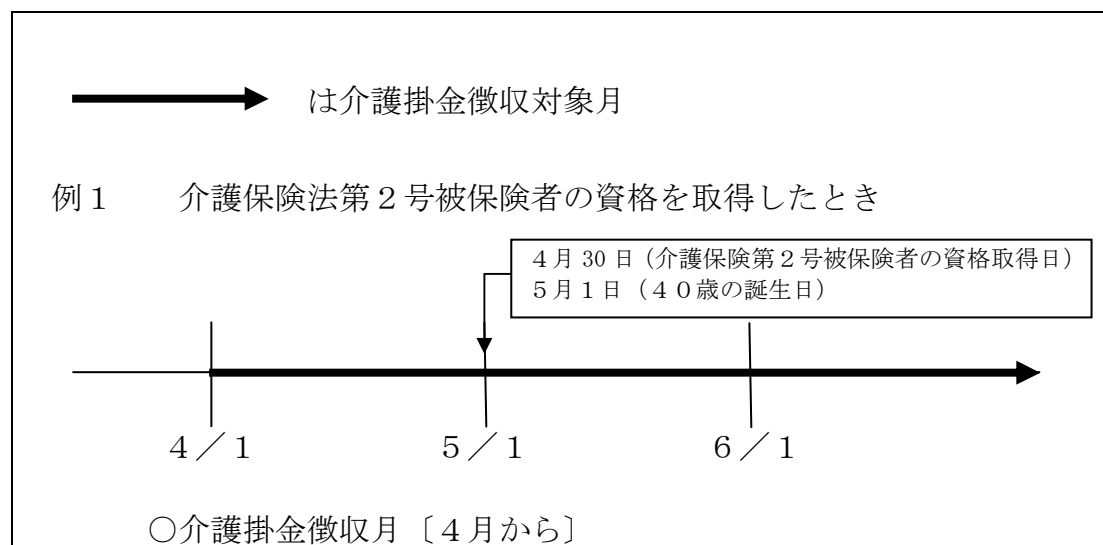
イ 期末手当等からの徴収

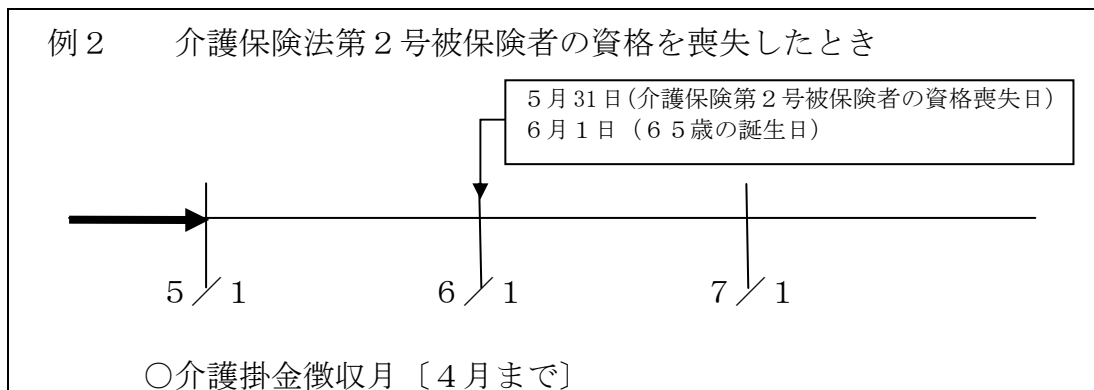
期末手当等支給月の給料から掛金（保険料）を徴収する組合員で、期末手当等の支給日に現に組合員である者について徴収する。

(3) 介護掛金・介護負担金

ア 介護掛金の徴収対象月

介護掛金は、介護保険法第9条第2号に規定する第2号被保険者の資格を取得した日（40歳に達したとき＝40歳の誕生日の前日）の属する月分から、資格喪失の日（65歳に達したとき＝65歳の誕生日の前日）の属する月の前月分までを徴収する。





イ 介護保険第2号被保険者資格取得（喪失）届書

介護掛金及び介護負担金は、40歳以上65歳未満であっても国内に住所を有しなくなった場合（海外居住）や、身体障害者療護施設等の適用除外施設に入所した場合は、「介護保険第2号被保険者資格取得（喪失）届書」を提出することにより、その期間に係る介護掛金及び介護負担金の納付は不要となる。

ただし、国内に住所を有するようになった場合（帰国）や、身体障害者療護施設等の適用除外施設を退所した場合は、介護掛金及び介護負担金を納付する必要があるため、再度届書を提出すること。

なお、海外居住者及び適用除外施設入所者に係る介護保険第2号被保険者の資格取得日及び資格喪失日は次のとおりとなる。

・海外居住者	資格取得日	転入の日（住民票に記載）
	資格喪失日	転出の日（住民票に記載）の翌日
・適用除外施設入所者	資格取得日	出所の日
	資格喪失日	入所の日の翌日

- [注] ・適用除外となる施設は以下のとおり
- ① 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第29条第1項に規定する指定障害者支援施設（生活介護及び施設入所支援に限る）
 - ② 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第11項に規定する障害者支援施設（生活介護に限る）
 - ③ 児童福祉法第42条第2号に規定する医療型障害児入所施設
 - ④ 児童福祉法第6条の2の2第3項の厚生労働大臣が指定する医療機関
 - ⑤ 独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法に規定する福祉施設
 - ⑥ 国立及び国立以外のハンセン病療養所
 - ⑦ 生活保護法第38条第1項第1号に規定する救護施設
 - ⑧ 労働者災害補償保険法第29条第1項第2号に規定する労働者災害特別介護施設
 - ⑨ 障害者支援施設
（備考）知的障害者福祉法第16条第1項第2号に係るものに限る

- ⑩ 指定障害者支援施設
(備考) 生活介護及び施設入所支援の支給決定を受けて入所している知的障害者及び精神障害者に係るものに限る
- ⑪ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 29 条第 1 項の指定障害福祉サービス事業者であって、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則第 2 条の 3 に規定する施設(療養介護に限る)

(4) 掛金免除制度

ア 産前産後休業者

産前産後休業※を取得している組合員は組合に申出をしたときは、その産前産後休業※を開始した日の属する月から終了する日の翌日の属する月の前月までの期間に係る掛金が免除となる。

※掛金免除における産前産後休業とは

出産日(出産日が出産の予定日より後であるときは、出産の予定日)以前 42 日(多胎妊娠の場合は 98 日)から、出産後 56 日までの期間で、妊娠又は出産に関する事由を理由として勤務に服さない期間。

(条例により、産前休業が 8 週間(56 日)と定められている等、掛金免除期間と実際の休業期間とが異なる場合は注意が必要です。)

○提出書類

- ①産前産後休業掛金免除(変更)申出書
- ②添付書類(各添付書類には所属所長の証明が必要)
 - ・当初(出産予定日)について申請する場合
 - A 産前産後休業を取得していること及び期間の証明できる書類
 - B 出産予定日を証明する書類
 - ・変更(出産後)について申請する場合
 - A 産前産後休業を取得していること及び期間の証明できる書類
※同時に育児休業掛金免除について申請する場合は添付省略可
 - B' 出産日を証明する書類

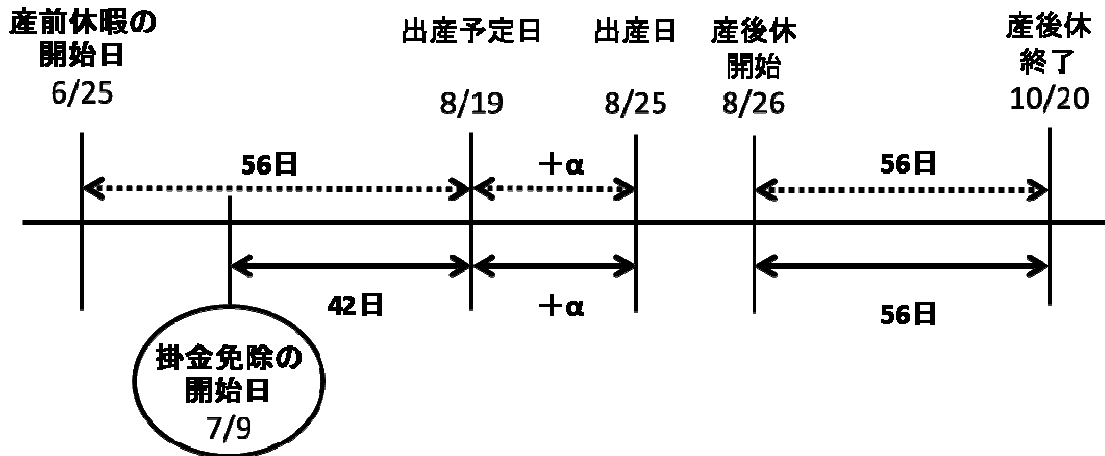
※添付書類の例

- A 産前産後休業を取得していること及び期間の証明できる書類
 - ・出勤簿の写し(申請する全期間部分)
 - ・休暇簿の写し
- B 出産(予定)日を証明する書類
 - 当初(出産予定日を証明する書類)
 - ・母子手帳の写し
 - ・医療機関の証明の写し
 - 変更(出産日を証明する書類)
 - ・母子手帳の写し
 - ・出生届受理証明書の写し
 - ・住民票記載事項証明の写し

【提出先】

- ・京都市立の所属所・府立学校 京都支部
- ・各支所管内の所属所 各支所

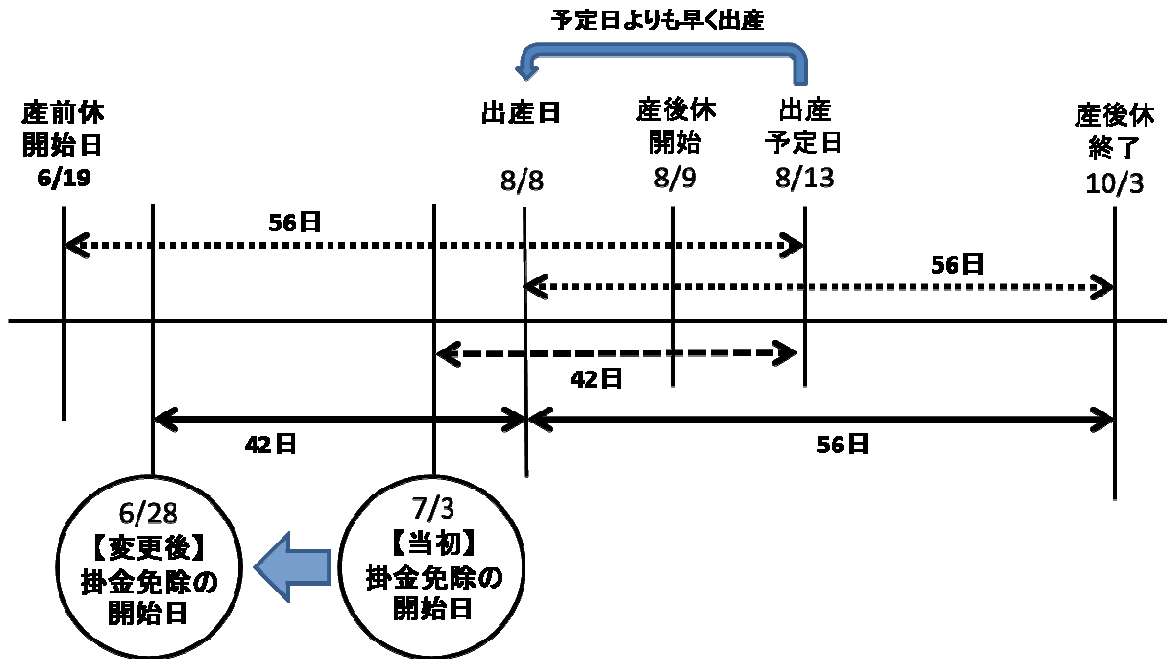
(例1) 実際の出産日が出産予定日より遅くなった場合



○産前産後休業に係る掛金免除期間：7月～9月

(例2) 実際の出産日が出産予定日より早くなった場合

※条例により、産前休暇が8週間（56日）と定められている事例



○産前産後休業に係る掛金免除期間：6月～9月

イ 育児休業者

育児休業をしている組合員は組合に申出をしたときは、育児休業等を開始した日の属する月から育児休業等が終了する日の翌日の属する月の前月までの期間に係る掛金が免除となる。

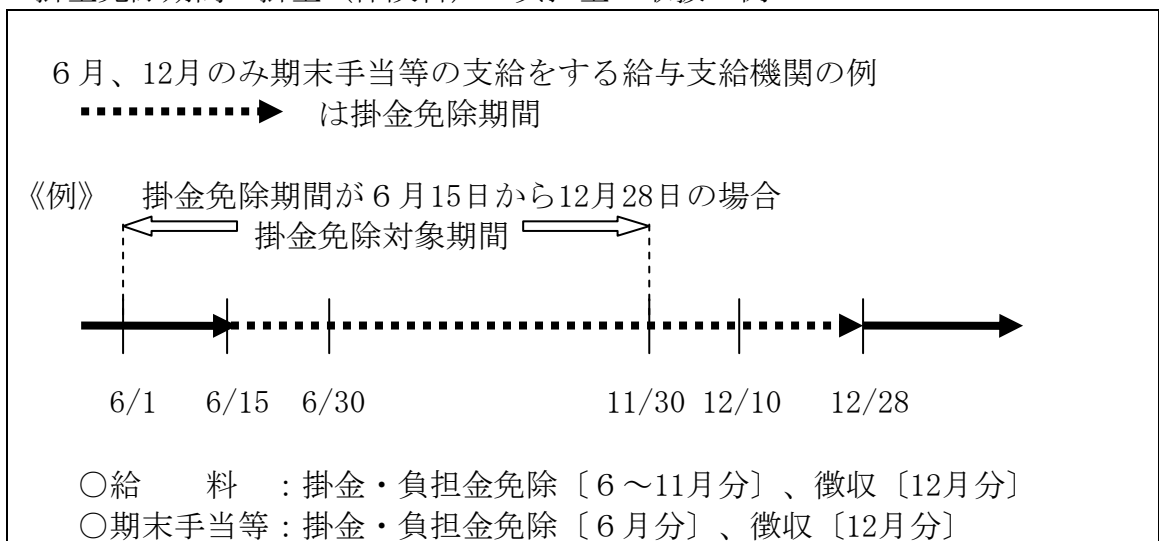
○提出書類

- ① 育児休業等掛金免除（変更）申出書
- ② 育児休業承認書（人事異動通知書）の写し（所属所長の原本証明付きのもの）
※変更申請の場合は変更後の通知書を添付すること。

【提出先】

- ・京都市立の所属所・府立学校 京都支部
- ・各支所管内の所属所 各支所

- [注] ・組合員が掛金の免除を申し出た場合、負担金についても掛金相当分が免除となる。
- 短期負担金では「育児休業手当金及び介護休業手当金に係る公的負担」相当分が、厚生年金負担金では「基礎年金拠出金に係る公的負担」相当分が、経過的長期負担金である「公務等による障害・遺族共済年金に要する費用」相当分が免除とならない。
- ・育児休業中の組合員は、その育児休業により勤務をしなかった期間について、育児休業手当金が支給される。この手当金を請求する場合、添付書類として「育児休業等掛金免除申出書」と同様、育児休業承認書の写しが必要となるが、これは兼用することはできないので、それぞれに育児休業承認書の写しを添付する必要がある。
 - ・船員組合員に係る育児休業期間中の負担金についても、一般組合員と同様に掛金相当分が免除となるが、この場合の掛金相当額とは、掛金に相当する金額ではなく、事業主として地方公共団体等が負担する負担金の額のことである。
- ・掛金免除期間の掛金（保険料）・負担金の取扱い例



3 掛金・負担金等の報告

給与支給機関は、給料に係る掛金（保険料）・負担金については毎月 20 日までに、期末手当等に係る掛金（保険料）・負担金についてはその支給日までに、「公立学校共済組合掛金・負担金送付書」を公立学校共済組合京都支部企画調整担当まで提出すること。

(1) 公立学校共済組合掛金・負担金送付書（以下「送付書」という。）

ア 送付書の種類

(ア) 送付書（A）・（B）

組合員種別ごとに人数、その月分として納入されるべき短期掛金・負担金及び退職等年金掛金・負担金の正当額並びに標準報酬等の合計を記入すること。

(イ) 送付書（A-2）・（B-2）

組合員種別ごとに介護保険法第 9 条に規定する介護保険第 2 号被保険者の人数、その月分として納入されるべき介護掛金・介護負担金の正当額及び標準報酬等の合計を記入すること。

(ウ) 送付書（A-3）・（B-3）

組合員種別ごとに人数、その月分として納入されるべき厚生年金保険料・負担金の正当額並びに標準報酬等の合計を記入すること。

(エ) 送付書（A-4）・（B-4）

組合員種別ごとに人数、その月分として納入されるべき経過的長期給付負担金及び長期給付（平成 27 年 9 月以前）掛金・負担金の正当額並びに標準報酬等の合計を記入すること。

[注]

- ・給料に係る送付書と期末手当等に係る送付書は、別様とし、右肩にどちらの送付書かを明記すること。

イ 組合員種別

「一般」：以下の (イ)～(キ) 以外の組合員の人数、標準報酬等、掛金（保険料）及び負担金について記入すること。

なお、給料が支給されない組合員でも、病気休職、介護欠勤又は介護休暇の取得者、大学院修学休業者及び停職者等で、「公立学校共済組合掛金・負担金払込票」により掛金を直接、共済組合に納付している組合員については、「一般」の欄に記入すること。

「産休」：産前産後休業により掛金が免除となっている組合員の人数と、標準報酬等及び負担金を記入すること。

「育児休業」：育児休業により掛金が免除となっている組合員の人数と、標準報酬等及び負担金を記入すること。

「派遣」：派遣法第 2 条の規定により公益法人等に派遣されている組合員の人数、標準報酬等、掛金（保険料）及び負担金の額を記入すること。
派遣先団体が作成する場合は、「その他 (90)」の「一般」の欄に記

入すること。

「退職派遣」： 派遣法第 10 条の規定により、特定法人に退職派遣されている組合員の人数、標準報酬等及び負担金の額を記入すること。

「専従休職」： 専従職員の数、標準報酬等及び負担金の額を記入すること。
職員団体が作成する場合は、「職員団体 (80)」の「一般」の欄に記入すること。

「船 員」： 船員組合員の数、標準報酬等、掛金 (保険料) 及び負担金の額を記入すること。

「特 別 職」： 特別職組合員の数、標準報酬等、掛金 (保険料) 及び負担金の額を記入すること。

ウ 当月外修正

前月以前の資格取得又は月途中の資格喪失若しくは標準報酬等の訂正等により掛金 (保険料) ・負担金及び標準報酬等の修正が必要な場合の送付書は、区分コードを 11 (当月外修正) として別葉にし、該当月ごとに作成すること。この場合、送付書には修正後の額ではなく、差額を記入すること。

なお、人数については当該月の送付書と人数が変わらない限り記入しない。

エ 給与改定

給与改定の場合の送付書は、区分コードを 12 (給与改定差額) とし、給与改定の対象月分の差額を合計した額を記入すること。

この場合、送付書を給与改定の対象月ごとに作成する必要はない。

ただし、給料と期末手当等で別様に作成すること。

(2) その他報告書

産休・育休掛金免除者一覧送付書

産前産後休業申出書及び育児休業等掛金免除申出書を提出した組合員について、組合員番号、氏名、性別及び標準報酬月額 (短期・介護・長期) を産前産後休業と育児休業等それぞれ別表にし、当月外がある場合は各月別葉にして作成すること。

4 掛金・負担金等の払込方法

(1) 給与支給機関（府費以外）

給与支給機関は、組合員の給与から控除した掛金（保険料）と負担金を「公立学校共済組合掛金・負担金払込票」（以下「払込票」という。）により控除後速やかに払い込むこと。

(2) 病気休職・介護欠勤、介護休暇、大学院修学休業者等

病気休職・介護欠勤・介護休暇者及び大学院修学休業者等で給料からの掛金の控除が不可能な場合は、払込票により本人に直接掛金を払い込ませること。

この場合は、給与支給機関又は所属所から正当な掛金額を記入した払込票を当該月の25日までに払い込むよう連絡の上、組合員本人に確実に交付すること。

なお、これ以外の事由（停職、育休復帰等）により掛金が控除できない場合も、同様の取扱いとする。

5 掛金・負担金等の還付方法

掛金が免除されているにもかかわらず電算入力誤り等により掛金が給料から控除されたり、月途中で組合員資格を喪失したこと等により、掛金（保険料）及び負担金の還付が必要な場合、翌月に掛金（保険料）の還付については給与電算システムでの対応等により、負担金については払込みの際に調整すること。

ただし、給与電算システムでの対応が困難な場合や会計規則の規定等により調整できない場合は、支部に連絡すること。

6 職員団体専従者、派遣職員の標準報酬等について

平成15年4月からの総報酬制導入に伴って、期末手当等の額についても長期給付の基礎に加えられ、地方公共団体も負担金を負担するので、特に注意すること。

(1) 標準報酬月額について

標準報酬月額については、給与支給機関が基礎届を作成し、組合が決定するので、専従職員の派遣元の給与支給機関は職員団体又は派遣先団体と連携すること。

(2) 標準期末手当等の額関係

標準期末手当等の額については、職員団体又は派遣先団体の実支給額なので、職員団体又は派遣先団体は専従職員の派遣元の給与支給機関にその額を連絡すること。

(3) 専従休職復帰直後の標準期末手当等の額

複数の給与支給機関から期末手当等が支給される例として、専従休職復帰直後の期末手当等があるが、2(1)の注のとおり算定すること。ただし、公的負担部分につい

ては、地方公共団体のみ負担なので、支給額割をしないで算定する。

7 様式について

各種様式については、公立学校共済組合京都支部 HP (<http://www.kyoto-psc.com/>)
の「ダウンロード様式」参照

8 掛金（保険料）・負担金についての問合せ先

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町
公立学校共済組合京都支部企画調整担当
(京都府教育庁管理部福利課企画調整担当)
☎：075-414-5806
FAX：075-432-0607

記入例1-①(出産前に免除申出をする場合)

産前産後休業掛金免除(変更)
育児休業等掛金免除(変更)

申出書

組合員氏名	公立 花子	組合員証 番号	〇〇〇〇〇〇
生年月日	昭和・平成〇〇年〇〇月〇〇日		
所属所名	〇〇市立△△小学校		

産前産後休業の申出に係る掛金免除の期間	当初	出産予定日		平成 30年 6月 22日	
		産前産後休業の期間(※1)	開始日	平成 30年 5月 12日	
	終了日		平成 30年 8月 17日		
	出産後	出産日			平成 年 月 日
		産前産後休業の期間(※1)	開始日	平成 年 月 日	
			終了日	平成 年 月 日	
		出産(予定)種別		単胎・多胎	

間条
注の
意の
が例
開による
始日
必要と
※1異
参照なる
場合
産前
産後
休業
は期

※1 産前産後休業の期間とは、出産の日(出産の日が産前産後休業の開始日であるときは、産前産後休業の開始日)以前42日から出産の日後56日までの間で、妊娠又は出産に関する事由を理由として勤務に服さない期間をいいます。

【添付書類】

- 当初 ① 母子手帳の写し等出産予定日の証明できるもの
② 休暇簿等の写し等産前産後休業を取得していること及びその期間がわかるもの
- 出産後 ① 母子手帳の写し等出産日の証明できるもの(出生届受理証明書、住民票記載事項証明のコピー等でも可)
② 休暇簿等の写し等産前産後休業を取得していること及びその期間がわかるもの
(育児休業を引き続き取得する場合は、添付不要)

係 育 児 掛 金 免 除 の 期 間 申 出 に	育児休業を開始した日		平成 年 月 日
	育児休業中の掛金免除申出日		平成 年 月 日
	育児休業が終了する日	当初	平成 年 月 日
		変更後	平成 年 月 日
	育児休業に係る子の生年月日		平成 年 月 日

【添付書類】

- ① 辞令の写し

第114条の2の1(育休等) 第114条の2の2(産休) の規程により
施行規程第164条の3第3項(育休変更)

地方公務員等共済組合法
掛金の免除(変更)を申し出ます。

公立学校共済組合京都支部長 殿

平成 30年 5月 12日 住所 〇〇市△△町
申出者 氏名 公立 花子 (印)

上記の記載事項は、事実と相違ないものと認めます。

平成 30年 5月 15日 職名 〇〇市立△△小学校
所属所長 氏名 校長 共済 一郎 (印)

記入例1-②(出産日が予定日より早くなった場合)

産前産後休業掛金免除(変更)
育児休業等掛金免除(変更)

申出書

組合員氏名	公立 花子	組合員証 番号	〇〇〇〇〇〇〇
生年月日	昭和・平成〇〇年〇〇月〇〇日		
所属所名	〇〇市立△△小学校		

産前産後休業免除の申出に係る	当初	出産予定日		平成 30年 6月 22日
		産前産後休業の期間 (※1)	開始日	平成 30年 5月 12日
	終了日		平成 30年 8月 17日	
	出産後	出産日		平成 30年 6月 1日
		産前産後休業の期間 (※1)	開始日	平成 30年 4月 28日
			終了日	平成 30年 7月 27日
出産(予定)種別		単胎・多胎		

予定日より前に出産された場合、産前産後休業取得期間を限度に「出産日」の42日前に変更となる。

※1 産前産後休業の期間とは、出産の日(出産の日が産前産後休業の予定日後であるときは、産前産後休業の予定日)以前42日から出産の日後56日までの間で、妊娠又は出産に関する事由を理由として勤務に服さない期間をいいます。

【添付書類】

- 当初 ① 母子手帳の写し等出産予定日の証明できるもの
② 休暇簿等の写し等産前産後休業を取得していること及びその期間がわかるもの
- 出産後 ① 母子手帳の写し等出産日の証明できるもの(出生届受理証明書、住民票記載事項証明のコピー等でも可)
② 休暇簿等の写し等産前産後休業を取得していること及びその期間がわかるもの
(育児休業を引き続き取得する場合は、添付不要)

係属する育児休業免除等の期間申出に	育児休業を開始した日		平成 年 月 日
	育児休業中の掛金免除申出日		平成 年 月 日
	育児休業が終了する日	当初	平成 年 月 日
		変更後	平成 年 月 日
	育児休業に係る子の生年月日		平成 年 月 日

【添付書類】

- ① 辞令の写し

第114条の2の1(育休等) 第114条の2の2(産休) の規程により
施行規程第164条の3第3項(育休変更)

地方公務員等共済組合法
掛金の免除(変更)を申し出ます。

公立学校共済組合京都支部長 殿

平成 30年 6月 8日 住所 〇〇市△△町
申出者 氏名 公立 花子 (印)

上記の記載事項は、事実と相違ないものと認めます。

平成 30年 6月 13日 職名 〇〇市立△△小学校
所属所長 氏名 校長 共済 一郎 (印)

記入例1-③(出産日が予定日より遅くなった場合)

産前産後休業掛金免除(変更)
育児休業等掛金免除(変更)

申出書

組合員氏名	公立 花子	組合員証 番号	〇〇〇〇〇〇〇
生年月日	昭和・平成〇〇年〇〇月〇〇日		
所属所名	〇〇市立△△小学校		

産前産後休業の申出に係る掛金免除の期間	当初	出産予定日		平成 30年 6月 22日
		産前産後休業の期間(※1)	開始日	平成 30年 5月 12日
	終了日		平成 30年 8月 17日	
	出産後	出産日		平成 30年 7月 12日
		産前産後休業の期間(※1)	開始日	平成 30年 5月 12日
			終了日	平成 30年 9月 6日
出産(予定)種別		単胎・多胎		

※1 産前産後休業の期間とは、出産の日(出産の日が出産の予定日後であるときは、出産予定日)以前42日から出産の日後56日までの間で、妊娠又は出産に関する事由を理由として勤務に服さない期間をいいます。

【添付書類】

- 当初 ① 母子手帳の写し等出産予定日の証明できるもの
② 休暇簿等の写し等産前産後休暇を取得していること及びその期間がわかるもの
- 出産後 ① 母子手帳の写し等出産日の証明できるもの(出生届受理証明書、住民票記載事項証明のコピー等でも可)
② 休暇簿等の写し等産前産後休暇を取得していること及びその期間がわかるもの
(育児休業を引き続き取得する場合は、添付不要)

予定日より後に出産された場合、掛金免除開始日は出産予定日の42日前のまま変わらない。

係属する育児休業等免除の期間申出に	育児休業を開始した日		平成 年 月 日
	育児休業中の掛金免除申出日		平成 年 月 日
	育児休業が終了する日	当初	平成 年 月 日
		変更後	平成 年 月 日
	育児休業に係る子の生年月日		平成 年 月 日

【添付書類】

- ① 辞令の写し

第114条の2の1(育休等) 第114条の2の2(産休) の規程により
施行規程第164条の3第3項(育休変更)

地方公務員等共済組合法
掛金の免除(変更)を申し出ます。

公立学校共済組合京都支部長 殿

平成 30年 7月 21日 住所 〇〇市△△町
申出者 氏名 公立 花子 (印)

上記の記載事項は、事実と相違ないものと認めます。

平成 30年 7月 24日 職名 〇〇市立△△小学校
所属所長 氏名 校長 共済 一郎 (印)

記入例1-④(育児休業を取得した場合)

産前産後休業掛金免除(変更)
 育児休業等掛金免除(変更)

申出書

組合員氏名	公立 花子	組合員証 番号	〇〇〇〇〇〇〇
生年月日	昭和・平成〇〇年〇〇月〇〇日		
所属所名	〇〇市立△△小学校		

産前産後休業の期間に係る 掛金免除の申出	当初	出産予定日		平成 30年 6月 22日
		産前産後休業の期間 (※1)	開始日	平成 30年 5月 12日
			終了日	平成 30年 8月 17日
	出産後	出産日		平成 30年 7月 12日
		産前産後休業の期間 (※1)	開始日	平成 30年 5月 12日
			終了日	平成 30年 9月 6日
出産(予定)種別		単胎・多胎		

「産前産後休業掛金免除」について既に
 申し出ている場合も記入してください。

※1 産前産後休業の期間とは、出産の日(出産の日が産前産後休業の開始日であるときは、産前産後休業の開始日)以前42日から出産の日後56日までの間で、妊娠又は出産に関する事由を理由として勤務に服さない期間をいいます。

【添付書類】

- 当初 ① 母子手帳の写し等出産予定日の証明できるもの
 ② 休暇簿等の写し等産前産後休業を取得していること及びその期間がわかるもの
- 出産後 ① 母子手帳の写し等出産日の証明できるもの(出生届受理証明書、住民票記載事項証明のコピー等でも可)
 ② 休暇簿等の写し等産前産後休業を取得していること及びその期間がわかるもの
 (育児休業を引き続き取得する場合は、添付不要)

係 育 児 休 業 等 掛 金 免 除 の 期 間 申 出 に	育児休業を開始した日		平成 30年 9月 7日
	育児休業中の掛金免除申出日		平成 30年 9月 10日
	育児休業が終了する日	当初	平成 32年 3月 31日
		変更後	平成 年 月 日
育児休業に係る子の生年月日		平成 30年 7月 12日	

【添付書類】

① 辞令の写し

第114条の2の1(育休等)
 第114条の2の2(産休) の規程により
 施行規程第164条の3第3項(育休変更)

地方公務員等共済組合法
 掛金の免除(変更)を申し出ます。

公立学校共済組合京都支部長 殿

平成 30年 9月 10日 住所 〇〇市△△町
 申出者 氏名 公立 花子 (印)

上記の記載事項は、事実と相違ないものと認めます。

平成 30年 9月 10日 職名 〇〇市立△△小学校
 所属所長 氏名 校長 共済 一郎 (印)

記入例1-⑤(育児休業取得期間の変更があった場合)

産前産後休業掛金免除(変更)

申出書

育児休業等掛金免除(変更)

組合員氏名	公立 花子	組合員証 番号	〇〇〇〇〇〇〇
生年月日	昭和・平成〇〇年〇〇月〇〇日		
所属所名	〇〇市立△△小学校		

産前産後休業 掛金免除の 期間に 係る 申出	当初	出産予定日		平成 30年 6月 22日	
		産前産後休業の期間 (※1)	開始日	平成 30年 5月 12日	
			終了日	平成 30年 8月 17日	
		出産後	出産日		平成 30年 7月 12日
	産前産後休業の期間 (※1)		開始日	平成 30年 5月 12日	
			終了日	平成 30年 9月 6日	
	出産(予定)種別		(単胎) ・ 多胎		

「産前産後休業掛金免除」について既に申し出ている場合も記入してください。

※1 産前産後休業の期間とは、出産の日(出産の日が産前産後休業の開始日であるときは、産前産後休業の開始日)以前42日から出産の日後56日までの間で、妊娠又は出産に関する事由を理由として勤務に服さない期間をいいます。

【添付書類】

- 当初 ① 母子手帳の写し等出産予定日の証明できるもの
- ② 休暇簿等の写し等産前産後休業を取得していること及びその期間がわかるもの
- 出産後 ① 母子手帳の写し等出産日の証明できるもの(出生届受理証明書、住民票記載事項証明のコピー等でも可)
- ② 休暇簿等の写し等産前産後休業を取得していること及びその期間がわかるもの
- (育児休業を引き続き取得する場合は、添付不要)

係 育 児 休 業 等 掛 金 免 除 の 期 間 申 出 に	育児休業を開始した日		平成 30年 9月 7日
	育児休業中の掛金免除申出日		平成 30年 9月 10日
	育児休業が終了する日	当初	平成 32年 3月 31日
		変更後	平成 32年 12月 31日
	育児休業に係る子の生年月日		平成 30年 7月 12日

【添付書類】

- ① 辞令の写し

地方公務員等共済組合法 掛金の免除(変更)を申し出ます。 公立学校共済組合京都支部長 殿	第114条の2の1(育休等) 第114条の2の2(産休) の規程により 施行規程第164条の3第3項(育休変更)	
平成 32年 4月 2日	住所	〇〇市△△町
申出者	氏名	公立 花子 (印)
上記の記載事項は、事実と相違ないものと認めます。		
平成 32年 4月 2日	職名	〇〇市立△△小学校
所属所長	氏名	校長 共済 二郎 (印)

記入例1-⑥(育児休業中に新たに産前産後休業を取得する場合)
※新たに取得する産前産後休業に係る掛金免除申出書についても提出(記入例1-①参照)

産前産後休業掛金免除(変更) 申出書
 育児休業等掛金免除(変更)

組合員氏名	公立 花子	組合員証 番号	〇〇〇〇〇〇
生年月日	昭和・平成〇〇年〇〇月〇〇日		
所属所名	〇〇市立△△小学校		

産前産後休業の申出に係る掛金免除の期間	当初	出産予定日		平成 30年 6月 22日
		産前産後休業の期間(※1)	開始日	平成 30年 5月 12日
	終了日		平成 30年 8月 17日	
	出産後	出産日		平成 30年 7月 12日
		産前産後休業の期間(※1)	開始日	平成 30年 5月 12日
			終了日	平成 30年 9月 6日
出産(予定)種別		単胎・多胎		

「産前産後休業掛金免除」について既に申し出ている場合も記入してください。

※1 産前産後休業の期間とは、出産の日(出産の日が産前産後休業の開始日であるときは、産前産後休業の開始日)以前42日から出産の日後56日までの間で、妊娠又は出産に関する事由を理由として勤務に服さない期間をいいます。

【添付書類】

- 当初 ① 母子手帳の写し等出産予定日の証明できるもの
 ② 休暇簿等の写し等産前産後休業を取得していること及びその期間がわかるもの
- 出産後 ① 母子手帳の写し等出産日の証明できるもの(出生届受理証明書、住民票記載事項証明のコピー等でも可)
 ② 休暇簿等の写し等産前産後休業を取得していること及びその期間がわかるもの
 (育児休業を引き続き取得する場合は、添付不要)

係属する育児休業等免除の期間申出に	育児休業を開始した日		平成 30年 9月 7日
	育児休業中の掛金免除申出日		平成 30年 9月 10日
	育児休業が終了する日	当初	平成 32年 3月 31日
		変更後	平成 31年 8月 22日
育児休業に係る子の生年月日		平成 30年 7月 12日	

【添付書類】

① 辞令の写し

地方公務員等共済組合法	第114条の2の1(育休等)	第114条の2の2(産休)	の規程により
掛金の免除(変更)を申し出ます。	施行規程第164条の3第3項(育休変更)		
公立学校共済組合京都支部長 殿			
平成 31年 8月 22日	住所	〇〇市△△町	
申出者	氏名	公立 花子 (印)	
上記の記載事項は、事実と相違ないものと認めます。			
平成 31年 8月 22日	職名	〇〇市立△△小学校	
所属所長	氏名	校長 共済 二郎 (印)	

記入例2-①(住所を海外に移した場合)

介護保険第2号被保険者資格 取得
喪失 届 書

組合員証記号番号		公立京都・〇〇〇〇〇〇〇〇		組合員氏名		公立 太郎	
区分	取得・喪失別	氏名	生年月日	性別	取得・喪失年月日	事由	
組合員	取得 ・ 喪失	公立 太郎	昭和56年 8月 10日	男	平成 29年 4月 1日	<input type="checkbox"/> 1 身体障害者療養施設等に入所した <input type="checkbox"/> 2 身体障害者療養施設等を退所した <input checked="" type="checkbox"/> 3 国内に住所を有しなくなった <input type="checkbox"/> 4 国内に住所を有するに至った	
被扶養者	取得 ・ 喪失		年 月 日		年 月 日	<input type="checkbox"/> 1 身体障害者療養施設等に入所した <input type="checkbox"/> 2 身体障害者療養施設等を退所した <input type="checkbox"/> 3 国内に住所を有しなくなった <input type="checkbox"/> 4 国内に住所を有するに至った	
	取得 ・ 喪失		年 月 日		年 月 日	<input type="checkbox"/> 1 身体障害者療養施設等に入所した <input type="checkbox"/> 2 身体障害者療養施設等を退所した <input type="checkbox"/> 3 国内に住所を有しなくなった <input type="checkbox"/> 4 国内に住所を有するに至った	
<p>上記のとおり届け出ます。</p> <p style="text-align: right;">公立学校共済組合京都支部長 様</p> <p>平成 29年 3月 31日</p> <p style="text-align: right;">届出者 職名 教諭</p> <p style="text-align: right;">氏名 公立 太郎 印</p>							
<p>上記の記載事項は、事実と相違ないものと認めます。</p> <p>平成 29年 4月 3日</p> <p style="text-align: right;">所属所長 職名 〇〇市立△△小学校 印</p> <p style="text-align: right;">氏名 校長 共済 一郎 印</p>							
<p>1 組合員及び被扶養者が組合員資格取得の際すでに介護保険第2号被保険者資格を喪失している場合には、「喪失」に○印を付してこの届書を提出してください。</p> <p>2 「事由」の欄の1～4いずれかに○印を付してこの届書を提出してください。</p> <p>3 組合員又は被扶養者が40歳又は65歳に達したときには、提出の必要はありません。</p>							

記入例2-②(住所を海外から国内に移した場合)

介護保険第2号被保険者資格 取得 届 書
喪失

組合員証記号番号		公立京都・〇〇〇〇〇〇〇〇		組合員氏名		公立 太郎	
区分	取得・喪失別	氏名	生年月日	性別	取得・喪失年月日	事由	
組合員	取得 ・ 喪失	公立 太郎	昭和56年 8月 10日	男	平成 31年 4月 1日	1 身体障害者療養施設等に入所した 2 身体障害者療養施設等を退所した 3 国内に住所を有しなくなった 4 国内に住所を有するに至った	
	取得 ・ 喪失		年 月 日		年 月 日		
被扶養者	取得 ・ 喪失		年 月 日		年 月 日	1 身体障害者療養施設等に入所した 2 身体障害者療養施設等を退所した 3 国内に住所を有しなくなった 4 国内に住所を有するに至った	
	取得 ・ 喪失		年 月 日		年 月 日		
上記のとおり届け出ます。 <div style="text-align: right; margin-right: 100px;"> 公立学校共済組合京都支部長 様 平成 31年 4月 4日 届出者 職名 教諭 氏名 公立 太郎 印 </div>							
上記の記載事項は、事実と相違ないものと認めます。 <div style="text-align: right; margin-right: 100px;"> 平成 31年 4月 5日 所属所長 職名 〇〇市立△△小学校 氏名 校長 共済 二郎 印 印 </div>							
1 組合員及び被扶養者が組合員資格取得の際すでに介護保険第2号被保険者資格を喪失している場合には、「喪失」に○印を付してこの届書を提出してください。 2 「事由」の欄の1～4いずれかに○印を付してこの届書を提出してください。 3 組合員又は被扶養者が40歳又は65歳に達したときには、提出の必要はありません。							